

はどうであつたか。外蒙の赤化は、支那赤化のルートを準備することになり、また満洲への共産主義の浸透を容易ならしめることとなつた。即ち、ソ連による外蒙の赤化と侵奪は、極東に於ける共産主義の脅威を急速に高めたのであり、十年後の満洲事変に至る大きな道を開いたものと云つて差支へないのである。

ソ連の外蒙・ウリヤンハイ侵略は、一九一九年及び一九二〇年のカラハン宣言に対する明白な違反であり、露骨な背信行為であつた。これに対する支那側の抗議についてはすでに述べた。ソ連が外蒙とウリヤンハイ地方への侵入を開始したのが、第二次カラハン宣言の翌年であつたと云ふ事實は、驚くべきことである。しかもその後、ソ連が外蒙・ウリヤンハイの内政掌握を強化してゆく時期は、支那国民党に対してソ連が「連ソ容共」を働きかけてゆく時期と完全に一致するのである。これほどの傍若無人な背信と破廉恥な侵略の例を、極東の歴史はかつて知ることがなかつたのである。

無力だつた華府会議

右の如きソ連の行動は、華府会議の根本精神に対する挑戦でもあつた。何となれば、華府に於て結ばれた「中国に関する九国条約」第一条三項は「一切の国民の商工業上の機会均等」をうたひ、同四項は「支那に於ける情勢を利用して他国民の権利を減殺すべき特権を求めてはならぬ旨を明記してゐるからである。ソヴィエトは、成程、華府会議参加国ではない。また、外蒙古と支那とは違ふと云ふかもしれぬ。しかしながら、一九二〇年代初期の混乱に乗じてソ連が外蒙・ウリヤンハイに侵入し、この地域を赤化し、その門戸を第三国に対して固く封ぜしめた行為は、華府会議に象徴される国際目標や理想からの全き背馳であり、むしろ進んで、それらに挑戦するものであつた。

米国はじめ華府会議参加国は、支那・満洲に於ける日本の特権を剝奪し、日本の大陸進出を挫折せしむべく最大

の努力をいたし、それに成功した。だが他方、ソヴィエト政府の外蒙・ウリヤンハイ侵略に対しては何の憂慮することもなく、まして、それを防止すべく一指をも動かすことがなかつたのである。それが後年、極東の歴史に及ぼした由々しき結果を想つてもみよ。華府会議に於て署名された文書には、アジアの安定を保証する力は全くなかつたのである。

後の満洲事変や支那事変を考へるとき、それより十年以上も早く、満洲・北支に隣接する外蒙がソ連に侵奪され、ソ連のアジア共産化工作の最前線基地になつてゐた事実を忘れてはならない。

軍縮、門戸開放、国際協調——これらワシントン会議の理想と精神をソ連は徹底的に無視し、踏みにじりつつあつたのだが、その重大さを認識し、その恐るべき結果を予見することが出来たのは独り日本だけだつたのである。

第三節 「現実の支那」の暴状

三つの政府をもつ国

華府会議は支那の主権と独立の尊重、領土的並に行政的保全及び門戸開放・機会均等を九国条約と云ふ成文を以て約し合つたものであつた。その大きな狙ひが、日本の満蒙・支那への進出を掣肘するにあつたことは云ふ迄もない。華府会議主催国の米国は、このやうに支那に於ける日本の行動を拘束しておくならば、支那は速やかに近代的主権国家へ成長を遂げるであらうと樂觀的な予測を立ててゐたのである。だが、華府会議後の支那の現状は、このやうな希望的観測を見事に裏切つたのであつた。米国は、「現実の支那」ではなく、「あるべき支那」を想定して

ゐた。その幻想の上にワシントン会議は進行し、ワシントン体制は築き上げられたのであった。日本は斯かる樂觀主義を抱かず、醒めた目で支那の現実を見てゐたのであるが、結局は、理想主義を振りかざした米外交に押しさられてしまつたのである。では、華府会議後の支那の政情は如何なるものであつたか。当時、支那の国状を混乱不統一ならしめた要因としては、一つには軍閥の抗争を、又一つには共產主義運動を挙げることができる。

ソ連の支那に対する接近は、一九一九年及び一九二〇年の二度にわたるカラハン宣言を以て始つた。辛亥革命からほぼ十年経ちながら、革命後の統一成らず、軍閥抗争し、また五・四運動以来熾烈なナショナリズムの火の手が上がりはじめた支那こそは、共產主義の絶好の温床たるべき地域であつた。かくて一九二二年七月には中国共産党の結成を見たのである。

一方、軍閥抗争も激しく、一九二二年四月には所謂第一次奉直戦が行なはれ、奉天派の張作霖が直隸派の呉佩孚に敗れて満洲へ退いた。だが、敗れた張作霖は、五月に入るや東三省独立宣言を發し、支那はここに、事実上三つの政府（北京、広東、奉天）を持つ事態に立ち到つたのである。支那の主権・独立の尊重、領土的行政的保全を高らかに謳ひこんだ九国条約がワシントンに於て調印されてから三カ月も経つか経たぬうちに、支那には早くも三つの政權が分立したのであつて、華府会議が夢みた「あるべき支那」は、支那自身によつて、幻想たる事が証明されただけである。同時に三個の政府をもつ国が世界の何処にあらう。当時の支那は、実に国家としての体を成して居なかつたと云ふ他ないのである。

匪賊と変らぬ正規兵

当時、支那の暴状を象徴するやうな、外国人に対する土匪の暴行事件が頻發した。その中の一つ、臨城事件は次のやうなものであつた。

一九二三年五月、津浦鉄道臨城（山東省）付近に於て、土匪の一部が浦口發天津行き急行列車を襲撃し、英米仏伊丁墨等の諸外国人（婦人小児とも）二十余名ほか旅客三百余人を拉致、近くの山塞に立籠り、支那政府に対して土匪団の正規軍への改編策を要求、一時世界の耳目を聳動した。これに対して支那政府は、同匪賊団中、銃器を有する二千余人を改編して正規旅団とし匪首以下に軍職を与へ、その他の匪族には旅費を給し、且つ絶対に討伐しない旨の保障までも与へて人質全員を解放せしめた。

この事件は、殊に支那在留の外国人に大きな衝撃を与へ、支那の前途を悲觀し、支那に関する九国条約の取消し等の極論が唱へられ、北京外交団にあつても列国による共同警備案が討議された。しかし日本は、これが支那に対する国際監政、ひいては分割への途を開くものであるとして強く反対し、その実現を阻んだが、事件処理をめぐつて示された列国のワシントン会議の精神を輕視する態度は、我國に少なからざる疑懼の念を抱かせたと云はれてゐる（馬場明「臨城事件」日本外交史辭典）。

匪族を正規兵に改編するとは驚くべきことであるが、匪族はすでに一定の軍事訓練を有し、命令服従の系統をもち、且つ多数の武器を所有するため、多額の代金を支払つて武器を購入し、訓練して正規兵を作るよりも、匪族団を購入する方が安価な方法なのであつた。しかしながら、今日の匪族が明日は正規兵になつたとしても、直ちに掠奪をやめて良兵に化するものと云へず、本質は依然として匪族の儘である所に問題が存するのである。また徴兵制度のない支那では、兵員募集は給料その他の関係で苦力の間よりなされるのが普通の例で、良家の子弟など絶無である。従つて匪族と正規兵との間には、素質に於ても行動に於ても殆ど差がなく、両者の区別は甚だ困難である。されば、支那では「正規兵」ですら、戦時に於ては通過地又は駐在地に於て掠奪することが役得とされ、又平時に於ても給料不渡などの場合に於て掠奪を默認される場合も少なくないのである。彼らは掠奪のみならず、至る所で無抵抗の良民を虐待殺戮し、又は贖金を強要し、軍隊が退却する場合などは地方商務会その他より掠奪の免除及立退料として多額の現銀を要求することも稀ではなかつた（貴島外交研究室「排外支那の解剖」）。

支那の「好い鉄は釘にならず、好い人は兵にならず」と云ふ言葉は、兵隊の質が極めて劣悪であつたことをよく示すものである。支那軍隊の素質の低さ、統率の乱れ、掠奪暴行虐殺の習慣——これが支那と外国との間に多くの紛争を発生せしめた原因のうち、重要な一半を成してゐることを忘れてはならない。それ故、かかる支那軍隊に如何に対応し、彼等の暴虐から如何にして居留民を保護するかが、殊に我が日本の苦慮する所となり、その方法をめぐつて日本と列国との政策の相違、また国内意見の対立も生じてくることになるのである。

満洲は事実上独立してゐた

一九二四年は国民党が正式に連ソ容共の方針を決め、第一次国共合作の行なはれた年である。この年から共産党は、国共合作の名目を十二分に利用して、国民党内部の分裂と破壊、そしてその打倒に狂奔することになる。

他方この年は、ソ支国交が樹立された年でもあつた。即ち一九二四年五月三十一日、ソ連と北京政府の間に「中間懸案解決のための大綱に関する協定」と「東支鉄道暫行管理協定」が調印され、両国間の外交関係の樹立や東支鉄道のソ支共同運営が取極められた。

ところが、これについて注目すべきことは、同年九月二十日、張作霖の奉天政府が、東支鉄道に関してソ支協定と事実上同一の協定をソ連との間に締結した事実である。これは何を意味するであらうか。後年、満洲事変に関する国際連盟の調査報告書として有名な「リットン報告書」は次の如く記述する。

〔張作霖は〕一九二二年七月その権力を長城以内に樹立するに失敗し、その政敵北京政府を支配したる際、彼は中央政府に対する忠誠を廃棄し、満洲に於て行動の完全なる独立を維持し、遂にはその権力を長城以南に及ぼし北京の支配者となりたり。彼は……外国に対し、満洲に関する一切の事項については今後自己の政府と直接交渉せんことを要求せり。よつて彼は一九二四年五月三十一日の露支（ソ支）協定が支那に有利なるに拘らず、これを放棄し、一九二四年九月ソ連邦を説き、これと別個の協定を締結せるが、右は一九二四年五月三十一日の中央政府との協定と實質的に同一なり。右の事實は張作霖が内外政策に関し完全なる行動の自由を固持せることを明証せるものなり」（リットン報告書）

ソ支協定と實質的に同一の協定を張作霖の奉天政府が結んだことは、東三省（満洲）の独立を張が明確に意思表示したること、東三省が事実上、奉天政府の支配下にあつて支那中央政府から独立した自治的地域であることを示したること、東三省が意味するわけである。前年一九二三年に東三省独立宣言を行なつた張作霖は、一九二四年には外交形式としてその独立を立証したのである。

即ち、支那は東三省（満洲）は支那の一部と主張し、後年満洲国建設を日本の侵略と非難したが、実は、満洲はすでに一九二二—二四年と云ふ早い時期に、支那中央政府の支配の及ばない事実上独立した自治的地域であつたことを、上記の二個の協定の存在が端なくも物語つてゐると云へよう。もし満洲が支那の一部であるとするならば、支那の領土的及び行政的保全を尊重することを約した九国条約と華府会議は、事実によつて、その幻想なることを証明されたことになる。

支那の関税自主権を支持した日本

華府会議に於て調印された諸条約の一つに「中国の関税に関する条約」があつた。これに基づいて「北京関税特別会議」が一九二五年（大正十四年）十月二十六日から北京で開催された。参加したのは日本、英国、米、国、ベルギー、デンマーク、イタリア、オランダ、ノルウエー、ポルトガル、スペイン、スウェーデンとそれに支那を加へた十三カ国であつた。同条約によれば、関税会議の主目的は、支那政府の歳入を増加させるため、支那関税率の改訂とこれに関連する事項の取極めをなすものであつた。

これに対して支那側では、ナシヨナリズムの高潮に乗つて、この会議で一挙に関税自主権の回復を計らんと画策したが英国は勿論、パリ和平会議やワシントン会議で支那の国権回復の要求を一般的には支持してきた米國でさへ、支那のこの要求には即座に賛成するつもりはなかつた。英国は支那がまづ内戦を終結し、外国人の生命財産の保護を全うし、統一ある独立国家としての体制が整つた時に初めて、この問題は列國によつて討議されるべきであるとしてゐた。米國（そして英国も）は、支那が関税自主権の回復を得るためには少なくとも釐金（一種の国内関税）の撤廃をその交換条件とすべきだとしてゐた。

一方我國は、支那の関税自主権回復の要望に賛同する方針を固めて会議に臨み、関税會議開会式で我が日置（益）全権は幣原外相の指示に従つて、支那の要求を支持する演説を行なつた。

この演説で日置全権は、我國が幕末開國以来関税自主権がなかつた歴史体験に言及し、「日本國民は此の如き協定に対し不満を抱きたるも同時に自己の欠点を自覚したり。日本國民はその対外的地位の弱点は即ちその国内的弱点に起因するものなるを看得し、従て先づその原因を除外するに非ずんば如何にその結果を是正せんとするも徒勞なるべきを知り、右確信の下に日本國民は必要なる内政改善の完成を目標として静かに着々、しかも深き決意を以てそのことに当れり。支那は今尚、吾人がかつて踏み来れる道程を辿りつつあり。支那が今日痛感する各種の艱難障礙及び困惑はかつて吾人の親しく嘗め来れる所なり。日本全権は同情と了解並びに支那の立場に対する友好的理解を以て本會議の諸問題に臨むべし。日本全権は支那の関税自主権問題に対し、極めて友好的考慮を加ふるに十分の用意あることを声明し得るを欣幸とす」云々と述べた。これに対して支那代表は、演説のあと日本全権に感謝の意を表明してきたのであつた。

すでに華府會議では普通品に対し、二分五厘、奢侈品に対し五分の付加税率を取決めてゐたが、関税會議で支那側は斯かる低率に満足せず、遙かに高い付加税率を要求したため、ワシントン付加税率以外は受け入れない立場をとる我國との間に相違を生じた。

時に支那には軍閥が割拠し、内乱が絶えることなく、関税會議参加の列國は、輸入付加税の即時実施について難色を示しはじめ、會議は再三停頓した。そして遂に一九二六年四月、クーデターによつて段祺瑞政權が瓦解し、北京が完全に無政府状態となつた結果、七月三日、會議は支那正統政府が樹立されるまで無期延期されることになつた。

支那への不信—華府精神崩る

このやうな北京関税會議をめぐる支那の状況、列國の対支政策の相違を見ると、華府會議の精神は三年にしてすでに形骸化したかの觀がある。

米國でさへ、支那の内情について極めて悲觀的となり、支那を事実上、無政府状態とみなすに至つた。例へば、一九二六年（昭和元年）六月、南支地方を視察した米公使館のメイヤー參事官は、支那各地に「半独立の地域」が分立してをり、支那の領土的行政的保全と云つたものは何ら現実性を帯びたものではないと結論してゐる。

また米本國に於ても、國務省極東部長のネルソン・ジョンソンは「中國のいはゆるナシヨナリストは、アメリカ建國当時の人達が避けようとしたことをし、國を分割してしまつた。ジェファソンやフランクリンのやうな有能で無私の人はいつまでたつても中國に現はれさうにない」と記したと云ふ（入江昭「極東新秩序の模索」）。ワシントン当局の対支觀も、ここに至つては遂に悲觀に傾いて行つたのである。

支那に対する列國の不信は、関税會議と時を同じくして開かれた治外法権委員會の結論にも見ることが出来る。同委員會で諸外國が一致したのは、支那に即時法権を回復することは無理であると云ふ点であつた。一九二六年九月、この委員會が作成した報告によれば、支那に於ける治外法権の撤廃は、統一した法律制度とか、法権の軍權・行政權からの独立とか、近代的法廷制度の確立とかが完備した上で、初めて考慮され得ると云ふものであつた（入

江前掲書)。

ワシントン会議からわづか四年、国家としての支那に対する列国の信頼が、すでに急速に動揺し、崩れつつあったことを、上記の諸事実が示してゐると云へよう。ワシントン会議の精神と理想は、はつきりと挫折したのであつた。前記の如く、関税会議に於て日本は率先して支那の関税自主権回復の要求を支持した。これが少なくとも一時的には、支那の対日感情を好転せしめたことは事実である。そして、関税自主権承認の決議が、その後支那が、米華協定(一九二八年七月二十五日)をはじめ、その他の諸国とも関税自主権承認の協定を締結し得る気運を促進する出発点となつたことも間違ひない。これは幣原外交を象徴するものであらう。

しかしながら、斯くの如き日本の対支親善外交は、決してそれにふさはしい報いを支那から得ることはできなかつた。関税会議の翌年一九二七年に入るや、日本は南京・漢口両事件の如く、暴力的排日運動と云ふ形で、赤色支那から返礼を受けることになるのである。